

# タイにおける政治の司法化：2014年クーデタ後の状況

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科  
教授 玉田 芳史

## 1. はじめに

多くの国で政治の司法化と呼ばれる現象が進んでいる。これは裁判所が、従来であれば判断を回避していた政治的・道徳的な価値に関わる問題に決定を積極的に下すようになったことを指している。それには、たとえば、外交、財政、国家安全保障といった執政府や立法府が決定する事柄について判断したり、総選挙が有効かどうかを判断したり、特定の政治家や政党の立候補を禁止したりすることが含まれる。タイでもそうした現象が観察されることは以前に何度か紹介させていただいた（『本誌』2010年11月号、2012年5月号、2014年5月号）。今回はその続編であり、2014年5月クーデタ以後に広義の司法機関がどのような政治的判断を下してきたのかを概観し、大胆な決定を下せる背景を考えてみたい。

周知の通り、幕を開けたのは2006年4月25日の国王陛下の訓示である。同年4月に実施された総選挙に由来する混乱の收拾を命じられた裁判所は、総選挙無効という結論を導き出すために、法的には説得力の乏しい理由を挙げた。この判決は、一貫性が不足したり、被告ないし原告の立場に応じて異なったりする司法判断が相次ぐ第一歩になった。政治への司法統制強化のための制度は1997年憲法で整えられていた。第1に、最高裁を頂点とする司法裁判所が法務省から切り離された。法務大臣が裁判所から遮断された。第2に、司法裁判所とは別個に、憲法裁判所と行政裁判所が設置された。第3に、政治家が被告となった刑事事件を専門に扱う最高裁政治家事件部が設置された。最高裁の中にありながら、通常の三審制とは異なり、ここでは一審制が採用された。第4に、政治家の不正を監視・摘発することに主眼を置いて、汚職防止取締委員会（NACC）、選挙管理委員会、オンブズマン、会計監査委員会が設置された。監視能力を高めるべく、予算や人事の独立性が確保されているため、独立機関と総称されている。これらは広義の司法機関と見なしうる。

## 2. クーデタ後の司法：汚職防止取締委員会（NACC）による責任追及 インラック政権崩壊と司法

インラック政権下では2013年に2つの憲法改正案が可決された。さらに包括的恩赦法案が、下院で可決されたものの、猛反発を招いたため、上院では否決された。憲法裁判所は13年11月に上院を民選化する改憲に違憲判決を下した。さらに14年1

月には条約の国会批准条件を緩和する改憲にも違憲判決を下した。いずれも、体制転覆や憲法に反する権力奪取に該当するというのが根拠であった。3月21日には、2月2日実施の総選挙に無効判決を下し、下院不在期間を延長した。行政裁判所が2011年の局長人事異動決定に14年3月7日に違法判断を下すと、5月7日に憲法裁判所はその決定に加わっていた首相ら10名に失職判決を下した。翌5月8日に、NACCは籾米買い上げ政策で汚職が蔓延し、赤字が膨大との警告を受けていたにもかかわらず、適切な対応をとらなかった監督責任を根拠にして、首相の汚職を認定した。NACCは5月22日にクーデタが勃発した後にも、政治家への不正追及の手を緩めることがなかった。

### **NACCの顔ぶれ**

委員は9名、任期は9年、70歳定年となっている。現在の委員の多くは2006年クーデタ直後の9月22日に任命された。全員が公務員経験者であり、60歳の定年退職後に任命されたものが多い。出身官庁は、最高裁判事とNACC（もしくはその前身）事務職員が各2名、財務省、公衆衛生省、内務省、警察、そして国王発案事業調整特別委員会事務局（RDPB）が各1名である。NACC委員長を06年9月22日から務めるのは、国家経済社会開発委員会事務所（NESDB）からRDPBに移り、00年10月からRDPB事務局長であったパーンテープである。81年から99年までRDPBの事務局長、そのうち94年から96年にかけてはNESDBの事務局長を兼任したスマートと似通ったキャリアである。パーンテープは15年5月22日に満70歳を迎えたものの、プラユット首相が暫定憲法44条の特権により、ほかの4名と一緒に9年の任期を満了できるように、本年9月21日までの任期延長を決めた。

### **弾劾**

NACCは2014年5月に前首相の汚職を認定したとき、国会での弾劾へと進む予定であった。4月末には、憲法改正に賛成した議員の弾劾に乗り出すことをすでに決めていた。ところが、07年憲法で弾劾を担当することになっていた上院がクーデタで廃止されてしまった。上院は各県選出の代表77名と任命議員73名の150名で構成されていた。まず、軍隊が代わりに設置した完全任命制の立法議会に弾劾権限があるのかが熱い争点になった。06年から10年までNACCの委員を務めた判事経験者は次のように説明している。第1に、弾劾には根拠になる法規定が必要ながら、暫定憲法には規定がない。第2に、対象が民選政治家なので、弾劾する側も国民の選挙で選ばれた人びとであるべき。第3に、弾劾による5年間の政治職就任禁止は重い処分であり、判事と同様な中立性が必要である。立法議会議員は、弾劾対象の政治家と対立するクーデタ評議会によって任命された。民事訴訟であれば、判事が利害当事者の場合には、忌避の申し立てが可能であり、判事自身が担当を辞退するかもしれない。第4に、2007年憲法のもとではNACCの訴えにより、5、6件の弾劾が上院で審議され

たが、一度も可決されたことがない。第5に、立法議会が弾劾を行うとすれば、過去の政治家ではなく、暫定憲法に基づいて就任した政治家を対象にするべき。第6に、立法議会の議員は軍人が多数なので、その気になれば弾劾を可決できるであろう。

次に、すでに失職・辞職した政治家を罷免しうるのか。前首相は2013年12月の下院解散時点で首相の地位を失っており、さらに14年5月に失職判決を受けている。他方、両院議員は解散や廃止で、議員の身分を喪失している。たとえば、憲法裁判所は14年2月に、アピシット元首相が徴兵忌避を理由として12年11月8日に国防省を免職処分になったことと関連して、議員資格確認を求める訴えを起こされた事件では、13年12月に下院が解散済みで議員資格を審議する必要があるとして、訴えを棄却した。この判例を踏襲するならば、失職済みの政治家への弾劾はできないはずである。

最後に、弾劾の事由である。前首相は籾米買い上げ事業であった。汚職横行の疑いがあったのに阻止しなかった、巨額の赤字が生じているにも拘わらず中止しなかった。この2点の責任を問われた。汚職については、明確な証拠があったわけではない。汚職の当事者とされる商業大臣の弾劾が可決されるのはずっと後の2015年5月8日である。この一事をもってしても、汚職が未確定のままに監督責任を問われて弾劾されるという本末転倒の処分であった。他方、赤字垂れ流しの罪を問うための根拠の1つとされる会計監査委員会からの中止勧告は、前首相の抗弁によると、14年1月30日に出されており、下院解散で首相権限が制約されるようになった後のことであった。

他方、議員の場合には、上院民選化への賛成であった。上院議員を一部官選から、全員民選に改めるというのは明らかに民主化である。そもそもどの国でも、国会議員は国会での発言や投票に責任を問われない。タイの憲法にもそうした規定が設けられていた(2007年憲法130条)。NACCはこの規定を無視し、憲法裁の(不当な)違憲判決を根拠として、汚職と決めつけた。ある政策や法律について、憲法裁判所が(恣意的に)違憲判断を下すたびに、賛成していた議員が弾劾されるというのでは、政治家は新規事業の提案を尻込みするであろう。業務負担増を嫌う官庁にとっては好都合かも知れないが、有権者にとっては不幸である。加えて、改憲に賛成した上院議員は50名であったものの、12名は審議過程の一部で賛成していなかったという理由で、弾劾の対象にされたのは38名にとどまった。

立法議会での投票はどうなったのか。まず2015年1月23日に、首相への弾劾は190対18という大差で可決された。同日には、憲法改正審議にあたった上下両院の議長への弾劾も投票が行われた。いずれも賛成が可決に必要な5分の3はおろか、半数にも満たず否決された。15年3月12日には改憲に賛成した上院議員38名の弾劾も否決された。さらに下院議員250名については立法議会が審議を先送りする状態が続いている。おそらく、本務である立法が忙しいということに加えて、否決の可能性

が高いと予想しているからであろう。

### **NACCによる立法権侵害**

NACC にあって政治家の責任追及の先頭に立ってきた判事出身のウィチャーは2015年5月31日に、13年に恩赦法起草に関与した下院議員310名への刑事訴追を始める予定であると発表した。上院で否決された包括的恩赦法である。ウィチャーは、弾劾の予定はないものの、最高裁政治家事件部に訴えると述べた。

憲法改正と同様に、国会議員には免責特権があるにもかかわらず、汚職の罪に問うというのは、NACCが国会で審議してもよい法案と審議してはならない法案を選び分ける権限を獲得するに等しい。比較してみると、改憲を違憲と判断し、NACCによる汚職認定の根拠を提供したのは憲法裁判所である。しかし、未成立ゆえに憲法裁判所の審理対象にならなかった恩赦法の起草にもNACCが自ら汚職の烙印を押して刑事責任を追及しようというのは、国会の立法権に対するNACCからの重大な侵害である。万が一、最高裁がこの訴えを受理し、汚職と認定すれば、NACCは立法権を制限する権力を正式に獲得することになる。立法府や執政府は、憲法裁判所に続いて、NACCからも、その権力に窮屈なたがをはめられることになる。

### **籾米買い上げ政策で民事責任と刑事責任の追及**

インラック政権による籾米買い上げ政策の不正追及に熱心なNACCは、この政策が6,000億バーツの財政負担を国庫にもたらしたとして、前首相に損害賠償を請求するよう2015年2月18日に財務省に勧告した。NACCのパーンテープ委員長は、一方的という批判を意識して、民主党政権による米価保証政策についても調査中であると述べた。損害賠償については、RDPB事務局長を久しく務めたスメートも、赤字を生み出したものは責任を問われるべきであると15年5月26日に言明した。

横領や着服ではなく、選挙公約に掲げ、閣議決定に基づいて実施された政策が赤字を招いたからといって損害賠償を請求するというのは前代未聞である。タイに限って言えば、1980年代以後、政府は農作物の価格保証や買い上げを通じて、農民への支援（所得再配分）を続けてきた。それらの政策が黒字になることはまずない。もし財務省が訴えた場合、裁判所が政策の当否を判断することになる。赤字への賠償責任を問われるとすれば、今後の政権は所得再配分効果を持つ政策を実施できないことになる。そもそもどのような政策を実施するのかは、執政府や立法府が決めることであり、それが法律に違反しない限り、司法府が法的責任を問うことはできないはずである。赤字だから民事責任や刑事責任を問うというのは、立法権の侵害である。

刑事責任については、NACCからの要請を受けて、検察は2015年2月19日に、前首相を汚職容疑で、最高裁政治家事件部に起訴した。政治家事件部は、訴えを3月19日に受理した。前首相は5月19日に初めて出廷し、タイ史上最高の3,000万バーツの保釈金を支払って保釈された。弁護団は保釈金を500万バーツと予想しており、

想定外の金額を裁判所の口座に振り込むために40分ほどの時間を必要としたと報じられている。汚職や赤字を放置した責任を認定されれば、実刑判決を受ける可能性がある。

### **政治デモ被害者への見舞金**

インラック政権は、2005年から10年にかけてのデモ集会での死傷者への見舞金を支払ってきた。死者（遺族）には750万バーツという気前のよいものであった。支払いの対象は、赤シャツ（UDD）だけではなく、黄シャツ（PAD）も含まれていた。法制委員会（法制局）と相談の上、閣議決定に基づいて支払ったものである。支払いは、国民和解のためという名目で行われており、04年以後急増した南部の死傷者に対しても行われたことを付言しておくべきであろう。さらに、13年から14年にかけてのPDRCのデモ隊にも、PDRC指導者からの強い要請に基づいて、同額の支払いがプラユット政権下で始まろうとしていた。

ところがその矢先の2015年5月14日に、NACCはデモ隊への見舞金には法的な根拠がなく、国庫に不当な打撃を与えたという理由で、支払いに賛成した閣僚34名を告発した。それを受けて、プラユット政権は死者1人あたり40万バーツを支払う予定と発表している。見舞金の支払いは前例がないわけではない。たとえば、07年のスラユット政権は、政権の応援団になっていた元共産党ゲリラへの生活支援のために20万バーツを支払ったことがある。また、PADのデモ隊による首相府占拠に悩まされていたソムチャーイ政権は、08年10月に死者1名あたり40万バーツの支払いを決定したことがある。40万バーツならよくて、750万バーツでは許されないという法的な根拠がどこにあるのか、筆者には分からない。

### **NACCの二重基準**

NACCは政治家の不正追及に頗る熱心である。任期の残りが1年以内になり、最後の力を振り絞っているのではないかと思われるほどである。しかしながら、相手によって対応が異なるという二重基準をたびたび批判されている。たとえば、民主党アピシット政権の政策で、誰の目にも不正が明らかかなものとして、2009年に発注された全国396箇所の警察署建設事業がある。総額67億バーツの事業が能力の乏しい業者に発注されたため、納期を3度延長した挙げ句、完工せず、警察業務に多大な支障を来した。NACCはようやく2015年5月15日になって発注責任者であった当時のステープ副首相（後のPDRC指導者）を汚職で訴追した。インラック政権の支持者は、粃米買い上げ事業に比べて、不正が一目瞭然であるにもかかわらず訴追時期が遅く、責任が担当大臣のみにとどまって首相が連座しないという二重基準ぶりを批難した。

NACCはまた2015年5月6日に、前会計監査委員長チャールワン女史の汚職について、弾劾を行わないことを官選立法議会に通知した。嫌疑は、会計監査委員会の研修参加者が03年11月に欧州視察旅行に出かけるのを規則に反して承認したことであ

った。NACCのウィチャーは弾劾しない理由を次のように説明した。第1に、罪が軽微である。第2に、会計監査委員長には規律に関する機関規則が制定されていないので、規律違反を問うこともできない。第3に、すでに離職済みである。だが、これは説得力が乏しかった。第1に、前首相については、汚職の明確な証拠がないまま、最高裁政治家事件部に訴追し、審理が始まった。汚職の嫌疑が十分にあるにもかかわらず、女史については訴追が行われていない。第2に、規律違反については、たとえ機関規則がなくても、NACC法92条によると、NACCは調査報告書に意見をつけて、任免権を有するものに送付しなければならない。貿易局長の事例ではまさにそうした措置が講じられていた。第3に、NACCは離任済みの人物への罷免を2回続けて行っていた。1人はインラック前首相、もう1人は商務省の貿易局長である。いずれもすでに離任・失職しているにもかかわらず、官選議会で弾劾を行った。とりわけ局長は政治家ではなく、監査委員長と同様な行政幹部の地位にあった。ウィチャーはこうした批判を意識して、政治家と結託して不正を犯したのかどうか、行為が軽微な規律違反なのか刑法違反なのか、この2点の違いが、局長と女史への対応の違いを生み出した理由であると改めて説明した。だが、いずれも説得力のある説明ではない。

また、UDDの政治家ナッタウトによると、女史は別件で、北部ナーン県で開催された仏教行事に、セミナーと称して公費で参加して、刑事訴追された事件があるにもかかわらず、NACCは調査に着手していなかった。女史が2005年にタックシン政権批判が盛り上がり始めたときの会計監査委員長であり、2006年クーデタ後にはタックシンの不正を調査する特別委員会の委員であったことを考慮に入れると、二重基準の理由を理解しやすいかもしれない。

### 3. 裁判所の判決

ここまでは、政治の司法化といいつつも、裁判所ではなく、NACCを中心に述べてきた。裁判所の判決にも興味深いものが2つあった。1つは、2010年のUDDデモ隊取り締まりに関する一審判決である。死者の数は、当初は91名といわれ、最近は99名へと増えてきている。死者の中には兵士も含まれていたものの、大半は文民であった。日本人とイタリア人のジャーナリストも含まれていた。政権側はデモ隊の一部が武装していたと抗弁しているものの、殺害されたのは武装者ではなく非武装者であった。デモ隊の取締に重装備の兵士を投入し、実弾発砲を認めたことについて、当時の非常事態対策本部長（ステーブ副首相）と首相が殺人罪に問われて訴追された。

個別の死亡例について軍人の発砲が原因と認定する判決が増えるさなかにあつて、刑事裁判所（首都地裁）は、2014年8月28日の判決で、取締命令は私人としての行動ではなく、対策本部長という役職上の行動なので、殺人罪ではなく、職権濫用（刑法157条）に問われるべきであると判断した。殺人罪なら、司法裁判所が担当し、最

高刑は死刑である。しかし、刑法 157 条違反であれば、NACC が調査して、最高裁政治家事件部に訴追し、最高刑が懲役 10 年である。

NACC の委員を務めたことがある判事はこの判決を次のように批判した。判決は、実弾を用いたデモ隊排除は、「首相ならびに副首相兼非常事態対策本部長という被告兩名の命令によって行われた。」「私人としての行為ではない。」それゆえ、刑法 157 条の職務規律違反であり、刑事裁判所の管轄外の事件である。こういう理由で、訴えを棄却した。だがしかし、第 1 に、検察は 157 条ではなく、288、83、84 条に基づいて訴追した。被告の行為は多数の条文に違反しており、157 条だけに違反するという判断は不当である。第 2 に、検察が 288、83、84 条に違反するとして訴追した事例で、157 条違反と読み替えるのは、「起訴状の範囲外でもしくは起訴状に記されていないことについて判決や命令を下してはならない」という刑事訴訟法 192 条に違反している。第 3 に、NACC は起訴しない可能性がある。起訴しても、刑罰は懲役 1 年から 10 年にすぎない。第 4 に、死者には外国人も含まれていた。法治主義に基づいて処罰が行われないと、国際的な非難を招いて国益を損ねることになりかねない。付言すると、この事件では、刑事裁判所の長官は少数意見であり、刑事事件を汚職と読み替えることに反対していた。

歴史家のニティもこの判決に強い懸念を表明した。判決は、軍人の刑事責任も免除した。現場の兵士は命令に従っただけであるが、過剰に行動したものがいたはずである。「実弾の使用、狙撃兵の使用、デモ隊への無差別発砲といったことを命じた上官も、それらが違法な命令であるにもかかわらず、すべて」刑事責任を免除される。「最高権力者が、政治上の職権濫用にすぎないという理由で、刑事責任を免除されれば、この事件の責任追及は政治指導者 2 名にとどまり、現場の兵士には及ばないであろう。」「事件が刑事裁判所から政治家刑事裁判所へ移されるというのは、殺人罪が政治犯罪になることを意味している。」「政治事件ならば、現場の兵士には関係がない。」「将来に禍根を残す判決である。」仮にクーデタ政権に反対するデモ隊が登場し、鎮圧で死傷者が出ても、刑事責任は問われないからである。

もう 1 つ興味深い判決が 2015 年 5 月 20 日に最高裁で下された。08 年 10 月 7 日に PAD が国会前でデモ集会を開いたときに、デモ参加者の 1 人が警備の警察官の隊列にピックアップトラックで突入し、多数の警察官を負傷させた事件である。10 年 8 月の一審判決は、警察の過剰警備に激高した末の行動であるとして、懲役 3 年執行猶予 2 年という内容であった。12 年 12 月 11 日に高等裁判所は、被告が警察官に向かって自動車の前進と後退を繰り返したことに殺人の故意を認めて、懲役 33 年という重い実刑判決を下した。しかし、15 年 5 月の最高裁判決は一審と近い懲役 2 年 8 カ月というものであった。高裁判決だけが際立って重い。刑罰に極端な差を生み出した主因は政権ではないかと思われる。10 年は民主党政権、12 年はインラック政権、15 年は



軍事政権である。PADはこのうちインラック政権のみと激しく対立する関係にある。インラック政権が裁判所に圧力をかけたのであろうか。それとも、裁判所が反タクシン派政権に配慮したのであろうか。いずれにしても、判決に政治色を感じざるをえない。

ちなみに、2015年5月28日には、刑事裁判所において、2008年8月26日から12月3日まで政府官邸を占拠したPAD指導者6名に懲役2年の実刑判決が下った。求刑が、反乱罪や騒乱罪ではなく、侵入罪の懲役3年だったので、予想外の判決ではなかった。

#### 4. 司法はなぜ大胆なのか

広義の司法機関が、批判を恐れず大胆な判決を繰り返せるのはなぜであろうか。1つは、刑法198条に「裁判所の審理もしくは判決に関連して、裁判所もしくは判事を冒涇したもの、あるいは裁判所の審理や判決を妨害する行為を行ったものは、1～7年の懲役、2,000から14,000バーツの罰金、このいずれかもしくは両方に処す」と規定される司法権侵害罪である。1976年10月19日の布告で、罰則が懲役3年以下であったものが、1～7年に変更された。それは、不敬罪を懲役7年以下から3～15年、一般の名誉毀損を半年から1年以下へと、懲役刑を倍増したのと同じ布告である。この布告を出したのは、同年10月6日の軍事クーデタ後に首相に任命され、退任後に枢密顧問官に任命される最高裁判事ターニンである。司法権侵害罪は、公明正大な裁判を保証するのが本来の目的である。しかしながら実際には、学術目的以外には、判決批判を禁止することになっており、判事を保護する役割を果たしている。たとえば、行政裁判所は06年6月21日に当時の与党タイラックタイ党の議員2名に司法権侵害の有罪判決を下した。同年4月2日の総選挙には問題がなかったという5月初旬の発言が、同年5月8日に下される判決（憲法裁判所による総選挙無効判決）を左右しかねなかったとして有罪に問われた。

それよりももっと重要なのは、国王との特別な関係である。1949年以後の憲法には、枢密顧問官や閣僚が就任宣誓で述べるべき言葉が明記されている。「国王に忠誠を尽くし、国と国民のために誠実に任務を遂行し、あらゆる点においてタイ王国憲法を擁護し、遵守することを誓います」という表現である。これに対して、裁判官の就任宣誓の言葉が74年憲法で初めて「司法公務員規則に基づく司法委員会が定める言葉を用いて、国王に対して誓います」と規定されるようになった。97年憲法ではこの表現が大きく見直され、「国王に忠誠を尽くし、国民への正義及び王国の安寧のために国王の名において誠実かついかなる偏見もなく職務を遂行するとともに、あらゆる面でタイ王国憲法及び法律に基づき、国王を元首とする民主主義体制を擁護し、遵守することを誓います」となった（下線は筆者）。同じ表現は07年憲法でも踏襲された。枢密院



ならびに内閣との大きな違いは、「国王の名において」と「国王を元首とする民主主義体制」という表現が用いられる点である。憲法史を振り返ると、49年憲法は王権を一躍強化した。74年憲法は、国王を元首とする民主主義体制を成立させた73年10月14日政変後に起草された。97年憲法は司法権の独立を大いに強化した。

「国王の名において」という点は、裁判所の判決が国王の言葉であると理解されている。国王の言葉であれば、批判はもつてのほかである。それは君主への批判・冒瀆を禁止する刑法112条の不敬罪に当たるからである。この点を補強するのが、司法裁判所のロゴマークである(図参照)。

97年に法務省から独立した裁判所は01年に独自のロゴマークを定めた。裁判所自身による解説によれば、天秤の上に王冠と9片の蓮の花弁が乗っている。それは9世王が裁判所を通じて法的正義を天下に行き渡らせることを意味している。

タムマサート大学法学部のピヤブットは2007年の論文でこうした主張を一刀両断した。タイの裁判官は判決を「国王の名において」下していると主張することが多い。これは1つには判決を補強するためである。すなわち、判決を容認させ、批判を封じ込めるためである。もう1つには判事の権威を強化するためでもある。ピヤブットによると、「裁判官は国王の名において判決を書いているのであり、国王には誤りがないので、判事にも誤りがない」と主張されたことがあるものの、国王に誤りがないのは、国王が君臨しても統治しないからである。国王の命令には副署が必要であり、誤りがあれば副署者が責任を負う。裁判所の判決に国王が一々署名することはできないので、署名に代えて「御名において」という表現が判決に加えられる。この御名においてという表現が用いられるからといって、司法府が、執政府や立法府よりも、国王に格別近いということはまったくない。国王との距離は3権とも等距離である。

絶対王制であれば、国王が法的な正義を実現していた。民主主義体制では、法的正義を実現するのは裁判所である。イギリス、日本、スペインといったほかの立憲君主国では、判決が国王の名において下されるからといって、司法機関に特別な魔力や呪



図 司法裁判所のロゴマーク (2001年制定)

力を与えることはない。民主主義国であれば、王国で「国王の名において」というのは、共和国で「人民の名において」というのとまったく同じことにすぎない。どちらの表現を用いるのかは、国家体制の違いにすぎない。どちらでも判決は批判にさらされる。

裁判所は、立法府や執政府と異なって、選挙と縁遠いため、国民から監査や監視を受けることが少ない。それゆえにこそ、判決を批判にさらすことで、裁判所への監査を行う必要がある、判決は理屈にかなっているのか筋が通っているのか、裁判所に管轄権限があるのかどうか、法律に合致しているのかどうか。「国王の名において」という理由で批判を許さないのであれば、裁判所は不当に権力を行使する可能性がある。それでも、裁判所は批判を免れると強弁するのであれば、タイは特殊な民主主義体制のもとにあるということであろう。

ピヤブットはこのように明解に説明する。しかしながら、上述のように、憲法に規定される宣誓文、裁判所が定めたロゴマークを考慮すると、タイの司法機関は君主制と特別な関係にあるのではないかと思えてしまう。

## 5. おわりに

政治の司法化は立憲主義や司法審査と密接に関連している。憲法も司法機関も、客観的にみて申し分のないものであれば、政治に対する司法のチェックが強化されることは問題がない。しかしながら、憲法が特定の政治的党派や社会階層に有利な内容を備えており、司法機関もそうした党派や階層に有利に行動するのであれば、反発を招く可能性が高い。政治の司法化に関する研究者の多くは、政治の司法化が多数決主義への反発に由来しており、憲法起草に関与する少数派エリートの利益に奉仕していると分析している。

タイの場合はどうであろうか。何度も繰り返される憲法の起草に国民や国民代表が深く関わったのは1997年が唯一の事例である。その1997年憲法も起草作業を主導したのは、ボーウォーンサクら公法学者とアーナン元首相であった。それ以外の憲法には国民代表はほとんど関与していない。2007年憲法しかり、現在起草中の憲法しかりである。そして、1997年以後の憲法は政治の民主化への反作用として、多数決民主主義への懸念・反発に基づいて起草されてきた。それゆえ、立法府や執政府を支配する多数派への対抗に主眼が置かれてきた。対抗措置の1つが司法機関を制度面でも権限面でも強化することであった。そうした司法機関は多数派支配を嫌う勢力にとって都合のよい決定を2006年以後何度も下してきた。それでも対抗できなくなると、もっと都合のよい憲法を起草してきた。2007年しかり、そして現在起草中の憲法しかりである。国会の多数派が憲法の規定通りに憲法を改正すると、裁判所は違憲と判断した。起草中の憲法では、改憲の余地を残すと、多数派によって再び憲法改正を試みら

れる可能性があるため、改憲を5年間禁止しようとしている。司法機関は、首相を失職させ、総選挙を無効にしても、明らかに憲法に違反するクーデタとそれによる憲法破棄には異を唱えない。たとえば、活動家が2014年クーデタ指導者を反乱罪で訴えた事件で、地裁は2014年暫定憲法48条で免責が規定されているという理由で、2015年5月29日に訴えを退けた。広義の司法機関が、民主的で合法的な行為を違法と断罪し、非民主的で法律に反する行為に合法のお墨付きを与える。ここで進行しているのは、政治に対する司法の縛りの強化による少数派の権利の保護（政治の司法化）ではなく、司法の政治利用によって多数派を封じ込め少数派に奉仕すること（司法の政治化）であろう。

